

令和5年12月22日

お客さま 各位

「非課税口座約款」及び「ちゅうなん投信自動積立（定時定額購入取引）取扱規定」の改定について

日頃は中南信用金庫を御利用いただき誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、令和6年1月4日（木）からの新NISA制度開始に伴い、「非課税口座約款」及び「ちゅうなん投信自動積立（定時定額購入取引）取扱規定」を下記のとおり改定いたしますのでお知らせいたします。

今後とも何卒ご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 改定日

令和6年1月4日（木）

#### 2. 主な改定内容 \*詳細については次ページ以降の新旧対照表をご覧ください

改定の対象となるもの	内 容
非課税口座約款	<ul style="list-style-type: none"><li>・新NISA制度にかかる記載を追加しました。</li><li>・分配金再投資の取扱いにかかる記載を追加しました。</li><li>・新規にNISA口座を開設する場合の受付期日を変更（9月最終営業日→原則12月10日）しました。</li></ul>
ちゅうなん投信自動積立（定時定額購入取引）取扱規定	<ul style="list-style-type: none"><li>・新NISA制度にかかる記載を追加しました。</li></ul>

以上

（お問い合わせ）

ご不明な点、詳細につきましては、お取引店または業務部へお問い合わせください。

業務部 ☎0463-61-2615（祝日を除く月～金 9:00～17:00）

「非課税口座約款」新旧対照表

※下線部分変更

新	旧
<p><b>1. 約款の趣旨</b></p> <p>(1) この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます）が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、中南信用金庫（以下「当金庫」といいます）において開設する非課税口座（租税特別措置法で規定する非課税口座をいいます）について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号、<u>第4号及び第6号</u>に規定する非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約及び<u>特定非課税累積投資契約</u>の要件及び当金庫との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>(2) 申込者と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項については、法令及びこの約款に定めがある場合を除き、投信取引約款、自動けいぞく（累積）投資約款、特定口座約款及び<u>定時定額購入取引取扱規定等</u>の当金庫が定める取引規定・約款等によるものとします。</p> <p><b>2. 非課税口座開設届出書等の提出等</b></p> <p>(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の<u>原則12月10日（休日の場合は翌営業日）</u>までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当金庫以外の証券会社又は他の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」<u>に加えて</u>「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」、既に当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」）をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第18条の15の3第<u>19項</u>において<u>準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項</u>に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます）又は<u>特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定</u>を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます）の前年</p>	<p><b>1. 約款の趣旨</b></p> <p>(1) この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます）が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます）の適用を受けるために、中南信用金庫（以下「当金庫」といいます）において開設する非課税口座（租税特別措置法で規定する非課税口座をいいます）について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号<u>(追加)</u>に規定する非課税上場株式等管理契約<u>(追加)</u>の要件及び当金庫との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>(2) 申込者と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項については、法令及びこの約款に定めがある場合を除き、投信取引約款、自動けいぞく（累積）投資約款、特定口座約款及び<u>定時定額購入取引取扱規定(追加)</u>の当金庫が定める取引規定・約款等によるものとします。</p> <p><b>2. 非課税口座開設届出書等の提出等</b></p> <p>(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の<u>9月最終営業日（当金庫の営業所及びホームページに揭示）</u>までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当金庫以外の証券会社又は他の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」<u>及び</u>「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」（既に当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」）をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第18条の15の3第<u>24項</u>に<u>(追加)</u>に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第25条の13第22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます）又は<u>非課税管理勘定</u>を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます）の前年10月1日から再開年又は再設</p>

10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

(2)～(3) (略)

(4) 当金庫が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当金庫は申込者に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定が設けられていたとき。

② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき。

(5) 申込者が当金庫の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を証券会社若しくは他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に株式投資信託受益権（租税特別措置法第37条の14第1項で規定する「非課税口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。以下「投資信託」といいます。）の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該変更届出書を受理することができません。

(6) 当金庫は、「金融商品取引業者等変更届出書」を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を廃止し、申込者に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

(7) (略)

① (略)

② 非課税口座に該当しないこととなった口座で行っていた取引により分配金の支払いがあり、当該分配金が一般口座での取引においては課税の対象であった場合には、当該分配金に対して徴収すべきであった源泉徴収税及び特別徴収税については、投

定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

(2)～(3) (略)

(4) 当金庫が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当金庫は申込者に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき。

② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき。

(5) 申込者が当金庫の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を証券会社若しくは他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に株式投資信託受益権（租税特別措置法第37条の14第1項で規定する「非課税口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。以下「投資信託」といいます）の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該変更届出書を受理することができません。

(6) 当金庫は、「金融商品取引業者等変更届出書」を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、申込者に租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

(7) (略)

① (略)

② 非課税口座に該当しないこととなった口座で行っていた取引により分配金の支払いがあり、当該分配金が一般口座での取引においては課税の対象であった場合には、当該分配金に対して徴収すべきであった源泉徴収税および特別徴収税について

信取引約款に基づき指定した指定預金口座より申込者からの申し出を受けることなく引き落とさせていただきます。その際、普通預金払戻請求書等の提出はいただきません。

③ 非課税口座に該当しないこととなった口座に設定していた特定累積投資勘定に投資信託の受入れを行っていた場合には、一般口座に受け入れたものとして、購入時手数料を投信取引約款に基づき指定した指定預金口座より申込者からの申し出を受けることなく引き落とさせていただきます。その際、普通預金払戻請求書等の提出はいただきません。

### 3. 非課税管理勘定の設定

(1) (略)

(2) 上記(1)の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

### 3の2. 特定累積投資勘定の設定

(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載又は記録がされる投資信託の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は2024年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。

(2) 上記(1)の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

### 3の3. 特定非課税管理勘定の設定

申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載又は記録がされる投資信託の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は上記3の3の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

### 4. 非課税管理勘定、特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定における処理

は、投信取引約款に基づき指定した指定預金口座より申込者からの申し出を受けることなく引き落とさせていただきます。その際、普通預金払戻請求書等の提出はいただきません。

③ (追加)

### 3. 非課税管理勘定の設定

(1) (略)

(2) 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（設定しようとする非課税管理勘定に係る年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

(追加)

### 4. 非課税管理勘定(追加)における処理

- (1) 非課税上場株式等管理契約に基づく投資信託の振替口座簿への記載又は記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。
- (2) 非課税累積投資契約に基づく投資信託の振替口座簿への記載又は記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理します。
- (3) 特定非課税累積投資契約に基づく投資信託の振替口座簿への記載又は記録は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において処理します。

#### 5. 非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲

当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託（当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載又は記録がされるものに限る、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした投資信託で、以下の①、②に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

① (略)

イ. (略)

ロ. 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定をいいます。以下、この条において同じ。）から、租税特別措置法施行令第25条の13第10項第1号の規定に基づき移管がされる投資信託（下記②に掲げるものを除きます。）

② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項第1号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、当該他年分非課税管理勘定から同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる投資信託

③ (略)

#### 5の2. 特定累積投資勘定に受け入れる投資信託の範囲

当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、原則として、申込者が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる投資信託（租税特別措置法第37条の14第1項第2号ロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの）に限る、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした投資信託で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

① 上記3の3.(2)に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の

(追加) 非課税上場株式等管理契約に基づく投資信託の振替口座簿への記載又は記録は、非課税管理勘定において処理します。

(追加)

#### 5. 非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲

当金庫は(追加)申込者の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託（当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載又は記録がされるもの限り「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座届出書」の提出があった日までの間に取得をした投資信託で、以下の①、②に掲げるものを除きます）のみを受け入れます。

① (略)

イ. (略)

ロ. 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定をいいます。以下、この条において同じ）から、租税特別措置法施行令第25条の13第10項(追加)の規定に基づき移管がされる投資信託（下記②に掲げるものを除きます）

② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項(追加)の規定に基づき、他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、当該他年分非課税管理勘定から同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる投資信託

③ (略)

(追加)

12月31日までの間に受け入れる投資信託で、取得対価の額（購入した投資信託については、その購入の代価の額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの（当該投資信託を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている募集又は買付の申込みにより取得した投資信託の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該投資信託を除く。）

② 租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する投資信託

### 5の3. 特定非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲

(1) 当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託（当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載又は記録がされるものに限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした投資信託で、以下の①、②に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に申込者が当金庫で募集又は買付の申込みにより取得する投資信託で、その取得後直ちに非課税口座へ受け入れられるもので、受け入れた投資信託の取得対価の額（購入した投資信託については、その購入の代価の額をいいます。）の合計額が240万円を超えないもの（当該投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該投資信託を除く。）

イ. 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,200万円を超える場合

ロ. 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている投資信託の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合

② 租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する投資信託

(2) 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める投資信託を受け入れることができません。

① 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租税特別措置法施

行令第 25 条の 13 第 15 項第 2 号に規定する目的によるものを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款に租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項第 1 号及び第 3 号の定めがあるもの以外のもの

## 6. 非課税口座を通じた取引

(1) 申込者が当金庫との間で行う、非課税口座に受け入れる投資信託に関する取引については、取引の都度、非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。申込者より特にお申し出のない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、申込者が特定口座を開設されている場合に限りです。)

なお、当該投資信託に関する取引を行う際に、当金庫に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただいた場合で、以下の①から④に該当する場合、当該超過部分の投資信託について、特定口座又は一般口座に受け入れさせていただきます(特定口座による取引は、申込者が特定口座を開設されている場合に限りです。)

① 上記 5. ①により非課税管理勘定に受け入れる投資信託の取得対価の額の合計額が 120 万円(上記 5. ②により受け入れる投資信託がある場合には、当該投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超える場合

② 上記 5 の 3. ①により特定累積投資勘定に受け入れる投資信託の取得対価の額の合計額が 120 万円を超える場合又は当該投資信託を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている募集又は買付の申込みにより取得した投資信託の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が 1,800 万円を超える場合

③ 上記 5 の 3. (1)①により特定非課税管理勘定に受け入れる投資信託の取得対価の額の合計額が 240 万円を超える場合又は同項①イ. もしくはロ. に該当する場合

(2) 申込者が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の投資信託を保有している場合であって、非課税口座で保有している投資信託を譲渡するときには、その旨及び非課税管理勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定のいずれに受け入れている投資信託を譲渡するかを明示していただく必要があります。

なお、申込者が当金庫の非課税口座で保有している投資信託を譲渡する場合において、当該投資信託を非課税口座の同一勘定で複数回にわたって取得されているときは、先に取得したもから譲渡することとさせていただきます。

(3) 申込者が、当金庫に開設した非課税口座に設けられた非課税管理勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定で保有している投資信託から支払われた分配金につい

## 6. 非課税口座を通じた取引

(1) 申込者が当金庫との間で行う、非課税口座に受け入れる投資信託に関する取引については、取引の都度、非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。申込者より特にお申し出のない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、申込者が特定口座を開設されている場合に限りです。)

なお、当該投資信託に関する取引を行う際に当金庫に対して、非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただいた場合で、上記 5. ①イ. 及びロ. により非課税管理勘定に受け入れる投資信託の取得対価の額の合計額が 120 万円を超える場合は、当該 120 万円を超える部分の投資信託については、特定口座又は一般口座に受け入れさせていただきます(追加)。

(追加)

(2) 申込者が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の投資信託を保有している場合であって、非課税口座内で保有している投資信託を換金するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、申込者が当金庫の非課税口座で保有している投資信託を換金する場合において、当該投資信託を非課税口座(追加)で複数回にわたって取得されているときは、先に取得したもから換金することとさせていただきます。

(追加)

て再投資の契約をしている場合、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。分配金の再投資を停止する場合には、当金庫へお申し出ください。

- ① 他年分非課税管理勘定（その年の勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定をいいます。）で保有している投資信託から支払われた分配金について再投資の契約をしている場合

分配金再投資による追加取得分については、課税口座（特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座）に受け入れます。

- ② 特定累積投資勘定（その年の勘定を設けた非課税口座に係る特定累積投資勘定をいいます。）で保有している投資信託から支払われた分配金について再投資の契約をしている場合

分配金再投資による追加取得分については、その年の特定累積投資勘定に受け入れます。ただし、上記(1)③に該当する場合、課税口座（特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座）に受け入れます。

- ③ 特定非課税管理勘定（その年の勘定を設けた非課税口座に係る特定非課税管理勘定をいいます。）で保有している投資信託から支払われた分配金について再投資の契約をしている場合

分配金再投資による追加取得分については、その年の特定非課税管理勘定に受け入れます。ただし、上記(1)④に該当する場合、課税口座（特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座）に受け入れます。

#### 7. 譲渡の方法

非課税管理勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている投資信託の譲渡は当金庫に対して譲渡する方法、又は租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による投資信託の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当金庫の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

#### 8. 非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知

(1) 申込者が租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの投資信託の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、上記5.①ロ、及び②に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）を行った場合（同項各号に規定する事由により取得する投資信託で、非課税管理勘定に受け入れ（削除）なかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当金庫は、申込者（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出し

#### 7. 譲渡の方法

非課税管理勘定（追加）において振替口座簿への記載又は記録がされている投資信託の譲渡は当金庫に対して譲渡する方法、又は租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による投資信託の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当金庫の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

#### 8. 非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知

(追加) 申込者が租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により（追加）非課税管理勘定からの投資信託の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、上記5.①ロ、及び②に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する投資信託に係る事由のもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます）を行った場合（同項各号に規定する事由により取得する投資信託で、非課税管理勘定に受け入れられなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます）には、当金庫は、申込者（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます）による



があった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者) に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。

(2) 申込者が租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの投資信託の全部又は一部の払出し (振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)を行った場合 (同項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由により取得する投資信託で、特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当金庫は、申込者 (相続又は遺贈 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)) による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者) に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。

(3) 申込者が租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの投資信託の全部又は一部の払出し (振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条第 12 項各号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)を行った場合 (同項各号に規定する事由により取得する投資信託で、特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当金庫は、申込者 (相続又は遺贈 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)) による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者) に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。

#### 9. 非課税管理勘定終了時の取扱い

(1) (略)

(2) 上記(1)の終了時点で、非課税管理勘定に係る投資信託は、次の各号に掲げる場合に  
応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。なお、「非課税口座継続  
適用届出書」の提出をした申込者の非課税管理勘定に係る投資信託について、当該申  
込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に非課  
税管理勘定が終了した場合には、一般口座に移管いたします。

(削除)

払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場  
株式等であった投資信託を取得した者) に対し、租税特別措置法その他関係法令の定め  
るところにより当該払出しの通知を行います。

(追加)

#### 9. 非課税管理勘定終了時の取扱い

(1) (略)

(2) 上記(1)の終了時点で、非課税管理勘定に係る投資信託は、次の各号に掲げる場合  
に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。(追加)

① 申込者から非課税管理勘定の終了する年の原則 11 月末までに当金庫に対して上記

① 申込者から非課税管理勘定の終了する年の原則11月末までに当金庫に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又は申込者が当金庫に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管

② 上記①(削除)に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

#### 10. 特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認

(1) 当金庫は、申込者から提出を受けた上記2. (1)の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録がされている申込者の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(申込者が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内に申込者から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「非課税口座帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

① 当金庫が申込者から租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載又は記録がされている当該基準経過日における氏名及び住所

② 当金庫から申込者に対して書類を郵送し、当該書類に申込者が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当金庫に対して提出された場合 申込者が当該書類に記載した氏名及び住所

(2) 上記(1)の場合において、確認期間内に申込者の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合(上記(1)ただし書の規定の適用がある申込者を除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、申込者の非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に投資信託の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、上記(1)各号のいずれかの方法により申込者の氏名及び住所を確認できた場合又は申込者から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

11. ~12. (略)

13. 免責事項

5. ②の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管

② 申込者から非課税管理勘定の終了する年の原則11月末までに当金庫に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又は申込者が当金庫に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管

③ 上記①及び②に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

#### 10. 非課税管理勘定の変更手続き

(1) 申込者が、当金庫に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当金庫に対して「非課税口座異動届出書(勘定変更用)」を提出していただく必要があります。

(2) 申込者が、当金庫に開設されたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、9月最終営業日の3営業日前までに当金庫に対して「非課税口座異動届出書(勘定変更用)」をご提出いただく必要があります。なお、当該異動届出書が提出される以前に設定年分の非課税管理勘定に投資信託の受入が行われていた場合には、当金庫は当該異動届出書を受理することはできません。

11. ~12. (略)

13. 免責事項

申込者が上記 1 1. の変更手続きを怠ったこと、その他の当金庫の責めによらない事由により、非課税口座における取扱等に関し申込者に生じた不利益及び損害については、当金庫はその責を負いません。

1 4. ~ 1 5. (略)

以 上  
(令和 6 年 1 月 4 日改定)

申込者が上記 1 1. の変更手続きを怠ったこと、その他の当金庫の責めによらない事由により、非課税口座における取扱等に関し申込者に生じた不利益及び損害については、(追加) 当金庫はその責を負いません。

1 4. ~ 1 5. (略)

以 上  
(令和 3 年 4 月 1 日改正)

## 『ちゅうなん投信自動積立（定時定額購入取引）』取扱規定 新旧対照表

※下線部分変更

新	旧
<p>1. (略)</p> <p>2. (買付銘柄の選定)</p> <p>(1) 本サービスによって買付できる投資信託は、自動けいぞく（累積）投資銘柄のうち、当金庫が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。<u>ただし、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定（以下「つみたて投資枠」といいます。）又は特定非課税管理勘定（以下「成長投資枠」といいます。）において買付できる投資信託は、選定銘柄のうち、つみたて投資枠又は成長投資枠用として当金庫が選定する銘柄とします。</u></p> <p>(2) お客さまは、選定銘柄の中から1銘柄以上を指定し、買付の申込を行うものとします（指定された銘柄を以下「指定銘柄」といいます。）。</p> <p>3. (略)</p> <p>(1) 事前又は同時に所定の申込書によりお客さまが当金庫に投信取引口座を開設済みである<u>又は開設される</u>こと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4. (買付金額の引落し)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 1銘柄あたりの毎月の買付金額の単位等は選定銘柄ごとに目論見書補完書面に定めるものとします。<u>なお、つみたて投資枠をご利用される場合の毎月の買付金額の上限は、原則10万円（指定銘柄が複数ある場合は、それらを合算した毎月の買付金額合計で10万円を上限）とします（ただし、(5)で定める増額月を設ける場合を除きます。）。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 買付金額の引落しの結果、お客さまの引落指定口座が貸越になる場合、<u>引落しは行いません。</u></p> <p>(7)～(8) (略)</p>	<p>1. (略)</p> <p>2. (買付銘柄の選定)</p> <p>(1) 本サービスによって買付できる投資信託は、自動けいぞく（累積）投資銘柄のうち、当金庫が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。</p> <p>(2) お客さまは、選定銘柄の中から1以上の銘柄を指定し、買付の申込を行うものとします（指定された銘柄を以下「指定銘柄」といいます。）。</p> <p>3. (略)</p> <p>(1) 事前又は同時に所定の申込書によりお客さまが当金庫に投信取引口座を開設済みである<u>（追加）</u>こと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4. (買付金額の引落し)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 1銘柄あたりの毎月の買付金額の単位等は選定銘柄ごとに目論見書補完書面に定めるものとします。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 買付金額の引落しの結果、お客さまの引落指定口座が貸越になる場合は<u>引落しは行いません。</u></p> <p>(7)～(8) (略)</p>

<p>5. ～9. (略)</p> <p>10. (その他)</p> <p>(1) つみたて投資枠をご利用の場合は、買付および換金に係る手数料、ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。</p> <p>(2) 当金庫は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。</p> <p>(3) 本規定に別段の定めがないときは、「中南信用金庫投信取引約款」、上記2. に定める選定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」等に従うものとします。</p> <p>11. (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 (令和6年1月4日改定)</p>	<p>5. ～9. (略)</p> <p>10. (その他) <u>(新設)</u></p> <p>(1) 当金庫は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。</p> <p>(2) 本規定に別段の定めがないときは、「中南信用金庫投信取引約款」、上記2. に定める選定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」等に従うものとします。</p> <p>11. (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 (令和2年4月1日改正)</p>
--	---